

令和5年度4月補正予算（知事専決処分）の概要

【補正規模】

- ・ 当初予算額 913,590 (①)
- ・ 今回補正予算額 264 (②)

(単位：百万円)

(財源内訳)

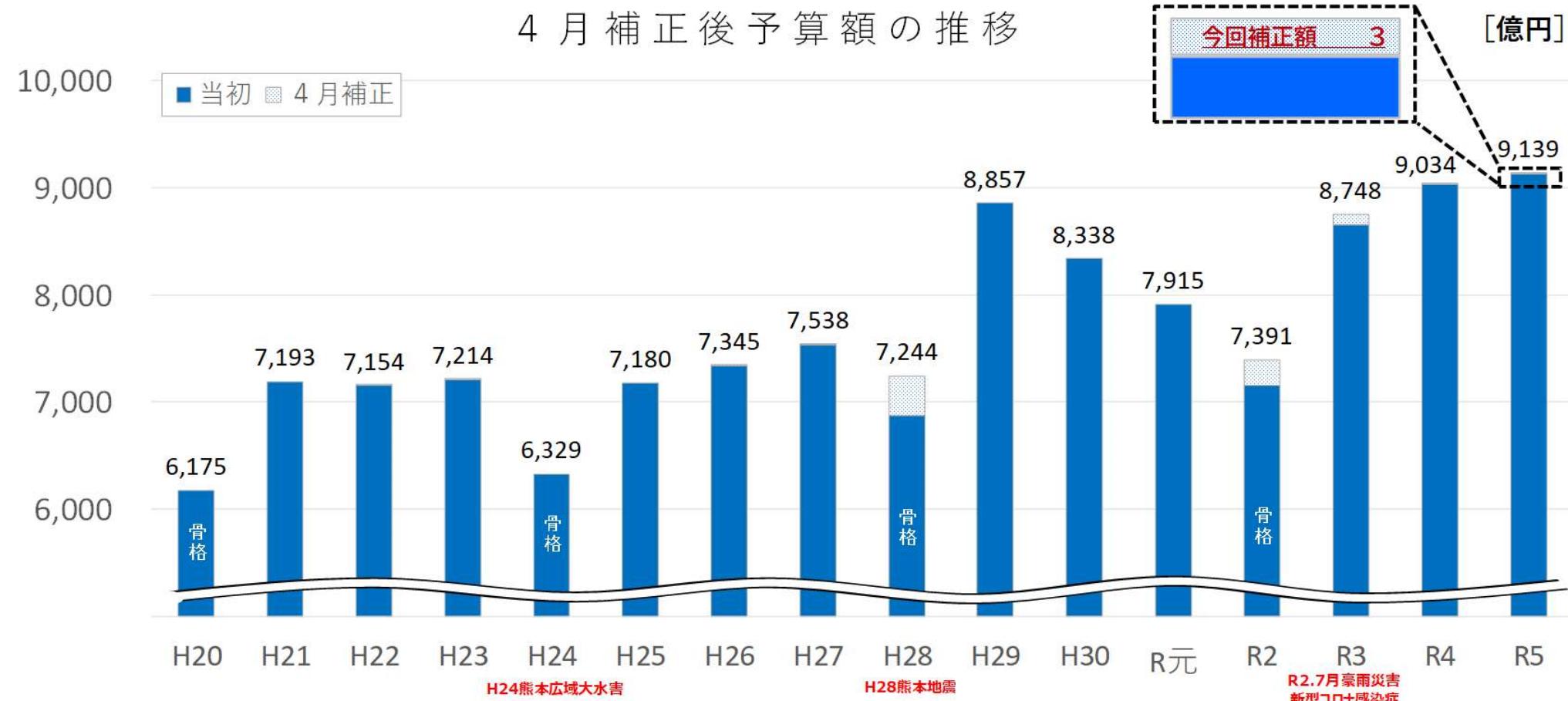
国庫支出金 264(※)

※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 264

4月補正後予算額(①+②)

913,854

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

【国の経済対策への対応（物価高騰対策）】

新

予算額2億64百万円（-）

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
〔子ども家庭福祉課〕

- 国は食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、予備費を活用し、給付金事業の実施を決定。
- このうち、県は、町村在住の児童扶養手当受給世帯等のひとり親世帯を対象として給付金を支給する。

＜現状・課題＞

・食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国において「低所得の子育て世帯に対する給付金」（1,551億円）の支給が決定

（実施主体）

- ①低所得のひとり親世帯：県、市
- ②その他低所得子育て世帯：市町村（費用）
全額国庫負担

・本給付金を迅速に支給するため、国において、R4年度末に新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定



生活支援のための現金給付を早期に実施することが必要

＜目的・概要＞

○事業内容：低所得のひとり親世帯に対して児童1人当たり5万円の給付金を支給

【対象者】 町村在住の以下の要件のいずれかに該当する方 ※市在住者分は各市から支給
①令和5年3月分の児童扶養手当受給者及び同4月分の新規の受給者の方
②公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給要件を満たさない方
③物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【対象者数見込】 県支給分(町村分) 約5,100人（約3,200世帯）
※県内全対象児童数見込は約28,000人

○全体事業費：2億64百万円

○負担割合：国10/10 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

○事業主体：県（町村分を給付） ○事業年度：令和5年度

※一世帯当たり2万円（第二子以降がいる場合、児童1人あたり5千円を追加）の給付金を、経済対策に合わせた独自の地域活性化策として予算化済み

＜イメージ図＞

